

静岡市葵区小瀬戸地区産業用地整備事業

立地事業者募集要項

令和7年12月

一般財団法人 静岡市土地等利活用推進公社

1 目的

静岡市では、人口減少が深刻化し、市の独自推計では 2050 年には人口が 50 万人を下回ると予想されているなど危機的状況にある。人口減少に歯止めをかけるためには、魅力的な産業の創出や働く場の確保により、静岡市における経済的な安心感や働きがい、働きやすさを高めていく必要があり、そのためには企業誘致・留置の推進が不可欠である。

しかし、本市では企業誘致・留置を進める上で企業の受け皿となる土地が少ないことから、市と（一財）静岡市土地等利活用推進公社（以下、「公社」という。）が連携し、耕作放棄地をはじめとする未利用・低利用地を集約するなどして、産業用地の確保に取り組んでいるところである。

具体的な取組みとして、市が産業用地の創出を目的として、令和5年度は市内で産業用地として活用可能性がある土地について調査を行い、合計 70 か所以上の候補地を抽出した。6 年度には、このうちの 6 か所の候補地において地権者への土地利用意向調査を実施し、候補地の中で工場や物流などの産業用地として開発を検討していく区域を定めた。

本年 7 月から、このうちの静岡市葵区小瀬戸地区の地権者に対して公社が戸別に訪問し、所有する土地を産業用地としての土地利用に転換を検討することについて、同意の取得を行ったところ、一定規模の区域において同意が得られた。この結果を基に今回、地権者から同意を得られた土地（以下「対象用地」という。）を産業用地として開発する事業者を募集するものである。

また、本事業において、魅力ある雇用の創出や本市の地域経済の活性化に資する企業の立地を促進することが目的であり、加えて葵区小瀬戸地区の持つ地域特性や立地の優位性を生かし、周辺住民からも理解を得られる企業を立地する必要がある。

なお、開発にあたっては、対象用地に立地を希望する企業のニーズに対して迅速に応える必要があることから、民間の活力を生かし、都市計画法に基づく開発行為によって産業用地の整備を行う。

本募集要項は、対象用地における企業立地に向け、土地の売買・賃貸等に係る地権者交渉や用地整備等を行う民間事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 対象用地周辺の現況

(1) 対象用地へのアクセス

最寄り駅 : J R 静岡駅まで約10.0km

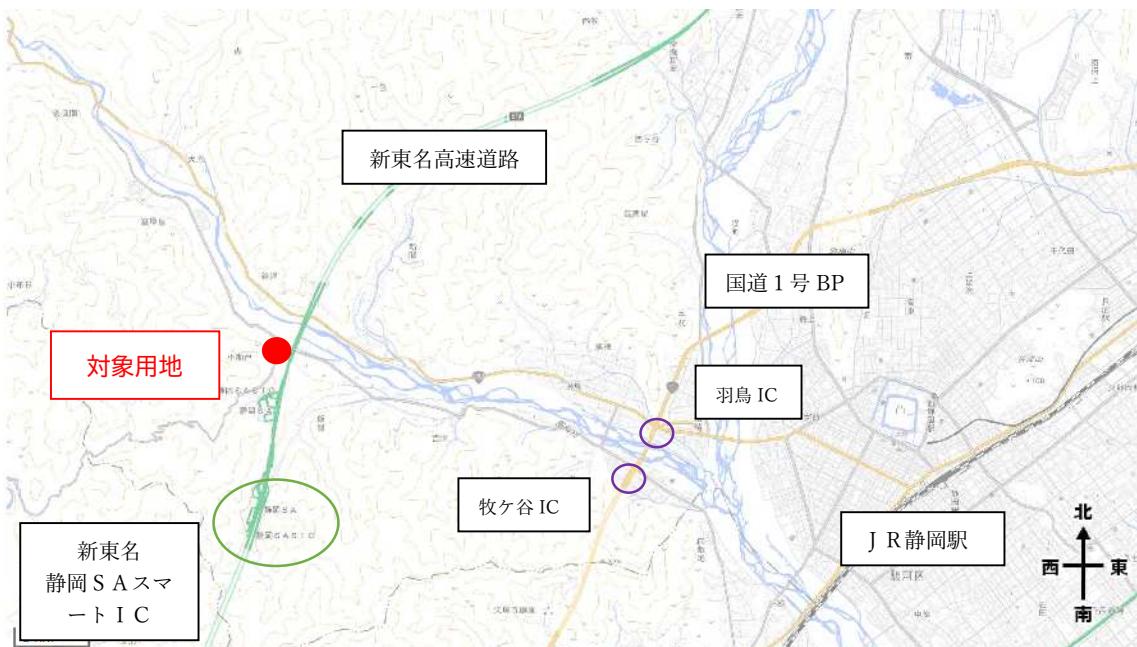
静岡鉄道 新静岡駅まで約9.6km

最寄りIC : 新東名高速道路 静岡SAスマートIC(上り)まで約1.0km

静岡SAスマートIC(下り)まで約3.0km

最寄り国道 : 国道1号バイパス 牧ヶ谷ICまで約5.2km

羽鳥ICまで約5.7km

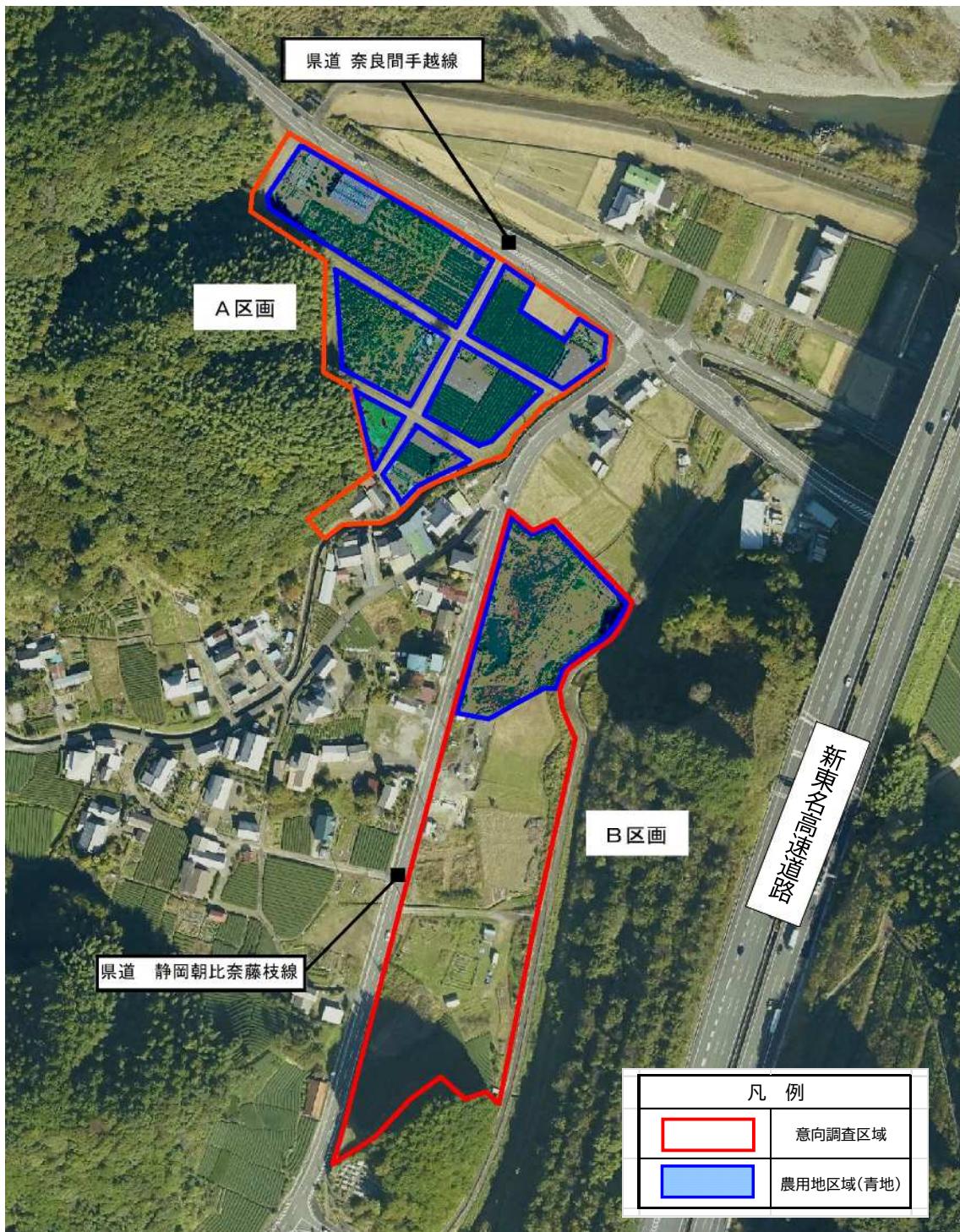


(出典: 静岡市地形図 1/2500)

(2) 対象用地の現況

所在 地	静岡市葵区小瀬戸 835 番 1 外 67 筆
面 積	26,371.05 m ² (公募面積) A区画: 12,188.05 m ² 、B区画: 14,183 m ² ※位置は公社窓口にて提示
地 目	田:31 筆、畠:34 筆、雑種地:1 筆、原野1 筆、宅地1 筆
地権者数	地権者 計 33 名 68 筆 A区画: 19 名 31 筆、B区画: 16 名 37 筆
区域区分	市街化調整区域 (建ぺい率 60%、容積率 200%)
ハザードマップ	【災害危険区域: なし】 【地すべり防止区域: なし】 【土砂災害特別警戒区域: 一部あり】 【浸水被害防止区域: なし】 【急傾斜地崩壊危険区域: なし】
上 水 道	県道 奈良間手越線 敷設済(DIP-GX 100mm) 県道 静岡朝比奈藤枝線 敷設済(DIP-NS 100mm)
下 水 道	認可区域外 (雨水・汚水) 敷設なし
工業用水	敷設なし
道 路	県道 奈良間手越線 (幅員 11.6m:車道 8.0m + 歩道 3.1m片側) 県道 静岡朝比奈藤枝線 (幅員 7.5m) ※ 位置については下記【位置図】にて確認
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 対象用地周辺には、住宅が存在するため、開発する際には、騒音や浸水に対する対応など住環境等への配慮が必要となる。 対象用地周辺では、地下水の利用をしている場合があるため、水質等に影響を及ぼさないよう配慮が必要となる。 営農継続を希望している地権者がいる場合は、代替地等の調整が必要となる。 対象用地内に地権者が第三者へ農地等として賃貸している土地が含まれており、公社は借主との接触はしていないため、今後借主に対する代替地等の調整が必要となる。 地権者の意向に基づき、対象用地の土地利用は賃借による場合がある。(ただし、決定事業者と地権者との売買の交渉を妨げるものではない。) 産業廃棄物処理業者の立地について地権者から懸念の声があがっている。

【位 置 図】



出典：国土地理院撮影の空中写真

※ 赤い枠で囲まれた区域は、公社が地権者の意向調査を実施した箇所です。
調査結果の概要については、公社窓口にて提示します。

3 事業概要

(1) 事業名および区域

- ① 事業名 静岡市葵区小瀬戸地区産業用地整備事業
② 事業区域 事業に伴う開発区域の設定については、全区画、単独区画（A区画・B区画）の応募を可とする。
※ 単独区画の一部のみの応募も可

(2) 事業内容

各種法令に基づく候補地の開発に向けた準備及び開発事業

- ① 対象用地内の地権者との土地の売買または賃貸の交渉
② 開発に向けた関係法令に基づく許認可申請
③ 許認可に基づく土地造成・建物建築
④ その他、開発準備及び開発に際し必要な事務

選定された民間事業者(以下、「決定事業者」という。)は、上記事業を行う場合にその一部を第三者に委託することも可能とする。

公社では、対象用地の地権者に対し、事前に産業用地としての土地利用への転換を検討すること等についての同意^(※)を取得しているが、金額等の条件についての同意は得ていない。

また、対象用地内の地権者が所有する土地を第三者に賃貸している箇所について、公社は借主への接触はしておらず、今後、借主との代替地等の調整が必要となる場合には、決定事業者が対応すること。

【公社が地権者から取得した同意の内容】

- ア) 所有する土地の産業用地としての土地利用への転換について検討を行うこと
イ) 決定事業者との土地の売買や賃貸に関する交渉に応じること
ウ) 上記交渉中は、他の事業者等との土地売買又は賃貸に関わる交渉は行わないこと

(3) 予定建築物の要件

決定事業者は、対象用地内に予定する建築物が静岡市開発許可等に関する手引き（立地基準）と合致する見込みがあるか静岡市都市局都市計画部開発審査課と協議するなどして、事前に確認すること。

項目	内 容		
業種	製造業	研究所	物流業
主な用途	工場	研究施設	物流施設、倉庫

※ 本事業の目的から、魅力ある雇用の創出や静岡市の地域経済の活性化に資する企業の立地を促進する必要があるため、施設の主な用途が工場、研究施設又は物流施設等であることを想定している。

(4) 法規制の概要

都市計画法

市街化区域 市街化調整区域 都市計画区域外

農業振興地域の整備に関する法律

農用地区域内(一部有) 農用地区域外農地

農地法

甲種農地 第1種農地(A区画) 第2種農地(B区画) 第3種農地

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、盛土規制法という）

宅地造成等工事規制区域 特定盛土規制区域

文化財保護法

有() 無

土砂災害防止法

土砂災害特別警戒区域(一部有) 土砂災害警戒区域(一部有)

土砂災害警戒区域外

砂防法

砂防指定区域内 砂防指定区域外

(5) 留意事項

対象用地は、土地利用を進めるにあたり、都市計画法、建築基準法、土砂災害防止法、農振法、農地法等の関係法令、条例等に基づき制限を受ける。決定事業者は、関係法令等の確認や関係機関との事前相談を適宜実施すること。申請書類提出の段階で、正式な許可等の手続きを完了している必要はないが、関係法令等の制限を踏まえた土地利用の検討を行うこと。

特に以下の点に関しては、留意すること。

- ・対象用地は市街化調整区域内に位置しており、開発するにあたり、地目が宅地以外の土地が 500 m²以上あることから、都市計画法第 29 条の開発行為許可申請を行うこと。また、都市計画法第 34 条各号に定める立地基準を満たす予定建築物とすることとし、必要に応じ、静岡市開発審査会に諮る必要がある。
- ・A区画内に急傾斜地崩壊特別警戒区域（レッドゾーン）が含まれており、当該箇所を含めて開発する場合、特定開発行為として県知事の許可が必要になる。
- ・都市計画法では、地表面に対し、30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものを「がけ」と定義し、開発行為によって生じたがけ面には崩壊しないための対策を求めている。このため、土の切り盛り等により新たなのり面を造成する際には、安全対策が求められる場合がある。（なお、造成工事により、のり面の形状が変わった場合、土砂災害警戒区域等の指定の見直しを静岡県が実施する場合がある。）
- ・建物の建築にあたっては、のり面に隣接する土地は、建物の安全確保の観点から、

のり面から一定範囲の場所には、建物の配置が制限される場合がある。また、必要な強度を確保するための建物構造について、安全対策が求められる場合がある。

- ・調整池の設置については、河川管理者（市河川課）等と協議の結果、必要に応じて設置することが求められる場合がある。その際には、現地調査（土地利用状況、施設機能等）を行い、規模・構造等について協議をする必要がある。
- ・対象用地内的一部に農用地区域（青地）が含まれているため、所管課（市農地利用課）と協議すること。
- ・対象用地内に地目が田・畠があるため、農地法（農地転用）に関する協議を所管課（市農業委員会事務局）と行う必要がある。
- ・当該区域の一部に農用地区域（青地）が含まれているため、除外に関する特例措置の活用に向けて地域未来投資促進法に基づく第2期静岡市地域基本計画において、対象用地を重点促進区域に指定する見込みである。
- ・重点促進区域の特例措置の活用等により工場等を立地するにあたっては、所管課（市産業基盤強化本部）と協議すること。
- ・A区画内の道路（農道）の廃止等に係る手続きについては、施設管理者（市農地整備課）と協議すること。
- ・B区画内の法定外公共物（道路・水路）の廃止等に係る手続きについては、管理者（東海財務局）と協議すること。
- ・B区画内に防火水槽があるため、撤去等する際には所管課（市警防課）と協議すること。
- ・3,000 m²（現に有害物質使用特定施設が設置されている土地にあっては900 m²）を超える面積の形質の変更を行う場合、土壤汚染対策法に基づき、市へ届出が必要となる。その際には、土壤汚染のおそれの有無を確認するため、地歴調査を実施する必要がある。その結果、土壤汚染のおそれがある場合は、土壤汚染状況調査を実施する必要がある。
- ・盛土が1m、切土が2mを超え、また、盛土と切土を同時にい、2mを超える崖が生じるもの、盛土と切土をする土地が500 m²を超える造成等が行われる場合は、盛土規制法に関する協議を所管課（市開発審査課）と行う必要がある。

また、対象用地の土地利用にあたっては、原則、土の切り盛り等による造成によって平場を創出する必要がある。平場の創出にあたっては、農地法の農地転用、開発行為の許可等の手続きなど、関係法令に基づく許認可や届出等の諸手続きが必要となる。

なお、土の切り盛り等の造成工事やそれに伴い発生する残土処分、周辺インフラ工事、開発行為の許可申請の手続き等は、決定事業者が実施することとし、公社ではそれらに要する費用負担等は一切行わない。その他については、「16 注意事項」を参照すること。

4 応募資格条件

本事業に参加する者は原則として、単独企業またはグループ（複数の企業・団体の共同体）とし、次に掲げる①～⑦の要件を全て満たす必要がある。なお、グループとして応募する場合は、代表者を1者選定することとし、代表者は法人格を有するものとする。

- ① 地方自治法（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ③ 消費税及び地方消費税並びに国税、静岡県税及び静岡市税（静岡市に納税義務があるものに限る）の滞納がないこと。
- ④ 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2号 第3条に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると公社理事長が認めたものに該当しないこと。
- ⑤ 本募集を開始した日において、静岡市入札参加停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）による入札参加停止措置の期間中の者に該当しないこと。
- ⑥ 過去3年の間、静岡市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と公社理事長が認めるものに該当しないこと。
- ⑦ 本整備事業の実施に必要な資力及び信用を有すること。
なお、以下に掲げる下記の全ての項目に該当すること。
 - ア) 3期連続で経常利益が赤字でないこと。
 - イ) 直近期において債務超過でないこと。

5 応募者に求める内容

- ① 対象用地を製造業又は物流業に類する事業を主たる用途とする施設若しくは研究施設の建設を目的とした開発を行うこと。
- ② 静岡市の人口減少対策に資するものとして、対象用地への企業立地を通じて魅力ある雇用を創出すること。
- ③ 対象用地への企業の立地を通じて市内企業に経済的効果の波及をもたらすなど、地域経済の活性化に資すること。
- ④ 対象用地や周辺の自然環境、住環境、交通環境等への配慮など、地権者及び周辺住民の理解を十分に得るために必要な取組を行うこと。

⑤ 対象用地の地域特性・立地優位性を生かすこと。

6 決定事業者選定の手続き

(1) 選定スケジュール

決定事業者の選定までのスケジュールは下記のとおり。 ※変更の場合あり

内 容	スケジュール	備 考
募集要項等の公開	令和7年12月17日（水）	公社ホームページにて公開する。 公社の窓口で配布する。
質問書の提出期限	令和8年2月16日（月）17時	メールの場合：同日24時 郵送の場合：同日消印有効
質問の回答の公開	原則、質問受付後5日以内 令和8年2月20日（金）17時	提出期限まで公社ホームページ 及び公社の窓口で公開する。
参加申請書の提出 (提出書類等一式)	令和8年6月12日（金）17時	メールの場合：同日24時 郵送の場合：同日消印有効
書類審査	令和8年6月15日（月） ～ 7月3日（金）	開発計画の内容等を審査
審査結果の通知・公表	令和8年7月10日（金）	応募者に対し、郵送にて通知する。 同日公社ホームページにて決定事業者のみ事業者名を公開する。
事業協定の締結	協議終了後	事業協定の内容は、「葵区小瀬戸地区における土地の利活用に関する協定書（案）」を基本とするが、詳細は決定事業者と協議のうえ決定する。
決定事業者の決定後		・決定事業者が作成する開発計画及び建築計画等に基づき、市の関係課と決定事業者が十分な協議のうえ、開発審査会への付議、開発行為許可及び農地転用許可申請の手続きを実施。 ・地元説明会（開発計画の内容説明等）等、決定事業者による整備着手。

※ 応募する者は必ず1か月前までに公社と事前協議を行うこと。

（2）選定方法

参加資格要件を確認のうえ、参加申請書及び添付書類を基に書面にて審査し、決定事業者を決定する。詳細については「12 決定事業者の選定手順」参照。

（3）事業協定の締結

決定事業者は、事業協定書（葵区小瀬戸地区における土地の利活用に関する協定書（案））の内容に係る協議を行い、公社と事業協定を締結する。

公社は、決定事業者との間で協定内容等について協議が整った場合は、直ちに決定事業者に対して、協定の締結に必要な事項を通知する。

決定事業者は、通知書を受けてから 15 日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に事業協定の締結を行うこと。

なお、事業協定の作成に要する費用（収入印紙代を含む）は、決定事業者が負担する。

（4）協定締結後の詳細協議

決定事業者は、締結した事業協定に基づき、企業立地に向けた事業計画（開発行為許可申請書等）を作成し、関係機関等と詳細な協議を行うこと。なお、事業協定の締結は、開発行為の許可等を担保するものではない。決定事業者は、関係機関等との事前協議を踏まえ、自らの責任において開発行為の許可や関係法令に基づく許認可や届出等の諸手続きを進めること。また、公社は諸手続きの支援を行う。

（5）決定事業者の有効期間

有効期間については、決定事業者と協議の上、事業協定にて定める。

決定事業者は、当該期間内に本事業が成立する見込みが立つよう、地権者との土地の売買又は賃貸の交渉等の業務を行うこと。

有効期間の満了日となっても、事業成立の見込みが立たない場合は、決定事業者としての効力を失うものとする。

（6）公社への事業管理料の支払いについて

決定事業者は、公社から開発にあたっての所管課との協議・支援等を受けるにあたり、公社に対し、一定の事業管理料（売買：土地の取得金額の 1.5%以上、賃借：固定資産評価額の 1.5%以上）を支払うこと。

なお、事業管理料には消費税相当額が別途発生する。

7 応募関係書類の配布期間及び配布方法

（1）配布期間

令和7年 12月 17日（水）から令和8年 6月 12日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

（2）配布方法

応募関係書類については、公社ホームページに掲載するほか、公社窓口でも配布する。

8 関係図面等の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和7年12月17日（水）から令和8年6月12日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

(2) 縦覧場所

「17 問い合わせ先」のとおり

(3) 縦覧資料

- ・当該用地の公図、全部事項証明書
- ・土砂災害（特別）警戒区域図
- ・各地権者の売却または賃貸の意向一覧

9 現地説明会

現地説明会は実施しない。

10 募集要項に対する質問

(1) 本募集の内容等について質問がある場合は、別紙質問書（様式5）に記載のうえ、次のとおり提出すること。

① 提出期間

郵送の場合は、令和8年2月16日（月）の消印有効とする。

窓口への持参の場合は、令和7年12月17日（水）午前9時から令和8年2月16日（月）午後5時までとし、電子メールでの場合は、令和8年2月16日（月）24時到着分までとする。

② 提出先

「17 問い合わせ先」宛に郵送、持参または電子メールで提出すること。

電話・口頭及びファックスによる質問は受け付けない。また、電子メールの場合は、タイトルを「葵区小瀬戸地区産業用地整備事業立地事業者募集（事業者名）質問書」とすること。

(2) 質問に対する回答は、質問書を受理してから原則5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に質問者に対して電子メールにより回答するほか、公社ホームページで公開するとともに窓口にて公開する。（質問者については非公開とする。）

このため、「質問事項」は公開される前提で作成すること。

なお、質問内容によっては、関係機関への確認が必要となるため、回答までに5日以上かかる場合もある。その場合は、質問者に対して、その旨を電子メール等にて連絡する。

① 閲覧場所 「17 問い合わせ先」のとおり

② 閲覧期間 令和7年12月17日（水）から令和8年2月20日（金）まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前9時から午後5時まで

(正午から午後1時を除く。)

11 応募関係書類の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

公社窓口では、令和7年12月17日（水）から令和8年6月12日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）とし、電子メールは令和8年6月12日（金）24時まで、郵送は令和8年6月12日（金）の消印有効とする。

(2) 提出書類

参加資格等の応募案件を満たしているかを確認し、事業計画書により土地利用の提案内容を審査するために以下を提出すること。

① 参加申請書（様式1）

② 添付書類

（ア）事業計画書（様式2）

（イ）委任状（グループでの応募の場合）

（ウ）事業者概要書

（必要な事項が網羅されている場合、パンフレット等でも代用可）

（エ）履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）※3か月以内に取得したもの

（オ）定款

（カ）直近3か年の決算報告書

（キ）納税証明書（提出日3か月以内に発行された原本）

・国税：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額がない証明書（直近）

・県税：未納税額がない証明書（直近）

・市税：静岡市に納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書（直近の2カ年度分）

（ク）暴力団排除に関する誓約書及び同意書（様式3）

（ケ）構成員名簿（様式4）

（コ）その他の参考資料

※ 提出する事業計画書等については、開発に関する関係法令等を踏まえたものとし、実効性のある内容とすること。

※ 様式の指定がある書類は、指定された様式を使用すること。

※ グループで提案を行う場合の提出書類は以下のとおり。

①参加申請書（様式1）：グループの代表者名で作成

②添付書類（ア）～（コ）：すべての構成員分

※ 提出された書類は、返却しない。

※ 本件以外の目的での使用はしない。

（3）提出書類部数

- ・参加申請書及び添付書類 正本1部、副本9部
- ・電子データ（PDF） C D又はD V D 1部

（4）提出方法及び受付場所

「17 問い合わせ先」宛に郵送又は持参すること。

郵送の場合は、簡易書留にて郵送すること。

（5）提出書類及び参加資格の確認

提出された参加申請書、添付書類について、提出物や内容が適切であることが確認でき、参加資格を満たす者を対象とする。

12 決定事業者の選定手順

（1）審査体制

応募者より提出された書類を審査し、決定事業者を選定するため、静岡市土地等利活用推進公社産業用地整備事業立地事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

なお、委員会は非公開とする。

（2）決定事業者の選定

提出された参加申請書及び添付書類により、（3）主な審査項目に従い、審査項目ごとに数値化して採点し、最も点数が高い者を決定事業者に選定する。

合計点数が同点になった場合は、「くじ引き」にて順位を決定する。

なお、選定の経過や内容については、公表しない。

(3) 主な審査項目

審査項目及び配点は下表のとおりとする。

なお、採点結果の合計点数において、どの応募者も合計点数が6割未満の場合は、決定事業者に選定しない。

審査項目	審査の着眼点	配点
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画書に事業内容が具体的に示されているか。 土地利用計画図や建物配置図が示され、当該用地を無理なく使う工夫がされているか。(必要な施設の有無や災害リスクへの対応等) 	10 点
事業の実現性	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画書の内容が実現性の高い内容になっているか。 開発に係る関係課との事前相談を実施し、実現が見込まれる造成計画となっているか。 地権者に対し、想定する用地取得予定額(購入・賃貸)はいくらか。 地権者交渉期間や関係手続き等の工程に無理がないスケジュールが記載されているか。 資金計画が明確に示されているか。 	10 点
対象用地で事業を行う必要性	<ul style="list-style-type: none"> 対象用地を希望する明確な理由（代替性）が示されているか。 (複数の候補地を検討した経過や対象用地で操業するメリットが記載されているか。) 	10 点
市の政策との親和性	<ul style="list-style-type: none"> 第2期静岡市地域基本計画で定める成長分野に該当する施設に合致するか。 先進的又は特徴的な取組、ISOの取得など、企業の強みや独自性が示されているか。 	20 点
雇用の創出	<ul style="list-style-type: none"> 雇用の増加をどの程度見込むか、長期的に従業員を増やす計画はあるか。 	15 点
地域経済への波及効果	<ul style="list-style-type: none"> 付加価値創出額や売上額の増加がどの程度見込めるか。 市内における取引関係が市内産業の発展や経済活性化に貢献するものか。 市外への販売等を拡大していく考えがあるか。 	15 点
地域への貢献・周辺環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 地域への貢献につながる取組みが記載されているか。 地域が懸念する周辺環境（自然環境、住環境、交通環境等）に配慮した取組みや対応が記載されているか。 	10 点
事業管理料・	<ul style="list-style-type: none"> 公社に対する事業管理料はいくらか。 	10 点
計		100 点

13 審査結果の通知及び公表

審査結果については、応募者全員に対し、文書(令和8年7月10日(金)付)で通知するとともに、決定事業者のみ事業者名を公社ホームページにて公表する。また、審査結果等（選定経過・内容等も含む）の問合せには回答しない。

14 失格要件

次の①～⑥のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

なお、グループで応募を行う場合は、構成員のうち1者でも次の①～⑥のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

- ① 「4 応募資格条件」を喪失した場合
- ② 提出書類に虚偽の記載等があった場合
- ③ 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- ④ 提出した事業内容の実現性が確認できない場合
- ⑤ 選考に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行った場合
- ⑥ その他、本要項に示された条件に適合しない場合

15 決定事業者選定後の留意事項

(1) 提案した事業内容の変更について

決定事業者が提案した事業内容について、関係部署との事前協議の結果や社会情勢の変化等により内容を変更する必要が発生した場合は、決定事業者は、変更の内容とその理由を書面にて公社に提出すること。

(2) 決定事業者の取り消し

「14 失格要件」に該当した場合や提案した事業内容に大きな変更が生じた場合、本事業の趣旨に反する行為・内容が認められる、もしくは恐れがあると判断した場合、公社が指定した期日までに事業協定書を提出しなかった場合は、公社は催告その他何らの手続きを用いないで、新たに事業者募集を行う。

この場合、公社に損害が生じたときは、損害賠償等を請求することがある。また、公社は、決定事業者の負担した契約の費用やその他の経費、支出などの一切の費用は負担しないものとする。

16 注意事項

- (1) 応募関係書類や事業協定の作成等に必要な費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) グループで応募した場合、応募後における代表者及び構成員の変更は原則として認めない。ただし、公社がやむを得ないと判断した場合、変更を認める場合がある。
- (3) 提出書類は、提出後の内容変更を認めない。
- (4) 応募に係る書類（参加申請書、添付書類及び協定手続等）に関して使用する言語は日本語とし、使用する単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、

通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とする。(添付・提示書類等が日本語以外の場合は、翻訳文を添付すること。)

- (5) 募集にあたり配布する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用しないこと。
- (6) 提出書類後、辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を公社あてに受付締切日（令和8年6月12日（金））までに直接、郵便または電子メールで提出すること。なお、辞退届を提出した場合においては、これを理由として、以降、何ら不利益な取扱いを受けることはない。
- (7) 提出された書類は返却しない。
- (8) 提出後、追加資料等の提出を求める場合がある。
- (9) 応募者が1者の場合においても、本募集は成立するものとする。
- (10) 提出された応募関係書類の著作権はすべて応募者が保有する。ただし、公社は市議会、報道機関等への情報提供及び公社広報媒体での掲載のため無償で使用できるものとする。
- (11) 応募関係書類等の作成に係る経費や開発行為の許可等の手続きに係る経費、土の切り盛り等の造成工事費用、残土処分費用等については、公社は一切負担しない。特に残土処分先については、公社では確保していないため、残土の搬出先を確保したうえで、整備スケジュールや資金計画を立てること。
- (12) 造成工事を実施する場合は、騒音・振動・粉塵防止対策等の周辺の環境に配慮すること。また、周辺地域への丁寧な説明や対応を行うこと。
- (13) 決定事業者は、事業協定締結後、対象用地に面積の不足その他隠れた瑕疵があることを発見しても、損害賠償の請求又は事業協定の解除をすることはできない。
- (14) 対象用地内に工作物がある場合は、それらの工作物の補修、改修、撤去、再構築及びその費用については、公社は一切負担しない。
- (15) 埋設物調査は行っておらず、現地調査の結果、地下埋設物が発見されたとしても公社は責任を負わない。また、撤去及びその費用についても、公社は一切負担しない。
- (16) 土壤汚染調査は行っておらず、土壤汚染が発見されたとしても公社は責任を負わない。また、除染等及びその費用については、公社は一切負担しない。
- (17) 本要項に定めることのほか、必要な事項が生じた場合は、公社と協議の上、これを定めることとする。

17 問い合わせ先

名称：一般財団法人 静岡市土地等利活用推進公社

住所：〒420-0853 静岡市葵区追手町5番1号（静岡市役所静岡庁舎本館4階）

電話：054-221-1234

E-mail：kousha@shizuoka-lup.jp